

遺言書を作成したほうが よい場合とは

1. 遺言者自身の要望（意思）をかなえたい場合

法律で定められた相続（法定相続）と違った以下の内容を要望する場合は、遺言書を作成することが望ましい。

- ① 法定相続人以外の人へ遺産を残したい（遺贈）
- ② 法定相続分とは違う相続分で遺産を残したい（相続分の指定）
- ③ 認知をしたり、後見人を指定したい。

2. 親族間でのトラブルを避けたい場合

親族間のトラブルの可能性がある場合、遺言書の作成は大きな効果があります。亡くなられた方が最後に残した意思表示は残された者にとって大きな意味を持ちます

3. 自分の遺産が少ない場合

平成27年の家庭裁判所での1千万円以下の遺産分割事件事件は全体の32%を占めており、財産が少ないからこそ、その財産をどう分けるかは難しくなってきました。

特に少ない財産の中でも分けることが難しい不動産がある場合などは、遺言書の作成は意味のあることとなります。

4. 相続人が多い場合

相続人が多い場合、遺産分割協議は、相続人全員の意思の調整や署名などの事務手続きがあり、紛争につながる場合があります。

特に兄弟姉妹への相続の場合、相続人がお互いに疎遠で住所も知らない場合や存在すら気づいてないということもあります。

手続きの困難さから見た場合、相続人が多い方については遺言書を作成することが望ましい。